

＜ 施術費について ＞

『札幌市国民健康保険医業類似行為施術費（施術費）』とは、医師が治療上、はりやきゅう、マッサージなどの施術^{※注1}の必要性を認め、札幌市指定の施術所で施術を受ける場合に、**札幌市が独自で行っている補助制度**のことです。

『施術費』と国保法が適用される『療養費』の概要は以下のとおりですが、施術の種類や対象となる疾患、料金などに違いがあります。

◆ 施術費と療養費の概要 ◆

制 度	札幌市独自の『施術費』	国保適用の『療養費』	
施 術 種 類	はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧・療術 ^{※注2}	はり・きゅう・マッサージ ※マッサージについては、筋麻痺・関節拘縮 ^{※注3} 等で医療上必要とする場合に限定	
対 象 疾 患	①神経痛 ②リウマチ ③五十肩 ④腰痛症 ⑤頸腕症候群 ^{※注4} ⑥神経まひ ⑦関節痛 ⑧腰部ねんざ ⑨その他類症疾患	(はり・きゅう) ①神経痛 ②リウマチ ③頸腕症候群 ^{※注4} ④五十肩 ⑤腰痛症 ⑥頸椎捻挫後遺症 ^{※注5} ※慢性的な疼痛を主症とする疾患でも認められる場合があります	
医 師 の 同 意	医師の「証明書」の提出	医師の「同意書」の提出	
医 療 と の 併 用	可	はり・きゅうは不可 マッサージは可	
施 術 の 併 用	一切の制限なし	はりときゅうの併用可、それ以外は不可 ※はり・きゅうとマッサージの併用は不可 ※はり・きゅうとマッサージ、それぞれ別々の疾患は可	
施 術 料 金	3,000円／1回（定額）	はり・きゅう 一術 1,230円 二術 1,500円	マッサージ 270円／一箇所
患 者 負 担	1,400円／1回（定額） ※4.7割相当	1～3割	
期 間 の 上 限	6ヶ月間（延長あり）	制限なし	
回 数 の 上 限	45回（延長30回）	制限なし	

注1) 「施術」とは、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」によって定められた資格を有する者が行う医業類似行為で、あんまやマッサージ、指圧、はり、きゅうなどが該当します。

注2) 「療術」とは、手技療法（薬や器械、道具などを使わず、素手だけで行う治療法）や電気療法（患部に電流を流す治療法）、光線療法（患部に光線をあてる治療法）、温熱刺激療法（いわゆる「ツボ」に温熱刺激を与える治療法）で行う民間療法のことをいいます。

注3) 「関節拘縮（こうしゆく）」とは、関節の動きが小さくなる症状、疾患のことをいいます。

注4) 「頸腕（けいわん）症候群」とは、首頸部から肩・腕・背部などにかけての痛み・異常感覚などの症状、疾患のことをいいます。

注5) 「頸椎（けいつい）捻挫後遺症」とは、むち打ちなどの後遺症をいいます。